

平成30年1月19日

各位

会社名 株式会社フージャースホールディングス  
(コード番号：3284 東証第1部)  
代表者名 代表取締役社長 廣岡 哲也  
問合せ先 グループ戦略室長 北川 智哉  
TEL 03-3287-0713

## 一部コミットメント型ライツ・オファリング(Q & A)

平成30年1月19日付公表「一部コミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」(URL: <https://www.hoosiers.co.jp/news/>)にてお知らせいたしました一部コミットメント型ライツ・オファリング(上場型新株予約権の無償割当て)(以下「本ライツ・オファリング」といい、本ライツ・オファリングにより発行される当社第2回新株予約権を、以下「本新株予約権」といいます。)に関する、よくあるご質問を、以下Q & Aとしてまとめましたので、ご参照いただきますようお願いいたします。

## ( Q & A の目次 )

当社ライツ・オファリングの概要について .....	P.1
1 . 一部コミットメント型ライツ・オファリングの基本的な仕組みについて .....	P.5
2 . 本新株予約権の割当てについて .....	P.12
3 . 本新株予約権の行使について .....	P.13
4 . 本新株予約権の取引について .....	P.16
5 . 本新株予約権の取得について .....	P.18
6 . 税金について .....	P.20
7 . 大量保有報告書等の提出義務について .....	P.22

### ( ご参考 )

本件スケジュールについて .....	P.24
--------------------	------

## 当社ライツ・オフリングの概要について

平成30年1月31日(水)時点で当社の株式を保有されている株主様に対し、新株予約権(当社株式を取得することができる権利)を1株につき1個、無償で割り当てます。この新株予約権1個を行使していただき、500円の行使代金をお支払い頂くことにより、当社普通株式を1株取得することができます。

株主様は ① 新株予約権を行使して株式を取得するか、② 新株予約権を売却して売却代金を得るか(新株予約権は東京証券取引所に上場される予定であり、上場されている間は市場で売買できます)を選択できます。新株予約権の売買、行使のお手続については、お取引先証券会社にお問い合わせください。なお、平成30年3月15日(木)までに行使・売却されなかった場合には、平成30年3月19日(月)に当社が一定の対価(原則として新株予約権1個当たり1円)で取得します。



注： 期間内に行使、売却のいずれも行わない場合は、平成30年3月19日(月)に当社が、一定の対価で自動的に取得します  
 外国株主様の場合は、行使にあたって事前の手続が必要となる可能性や、行使ができない可能性があります。詳細はプレスリリース等をご確認ください

## 1 新株予約権を行使して株式を取得する場合のお手続

一般投資家様の新株予約権の行使受付期間【予定】は平成30年2月1日(木)～3月15日(木)です。なお、行使受付期間最終日は3月15日(木)ですが、かかるお手続きにはお時間を有しますので、お手続きの詳細・受付期間詳細はお取引先証券会社にお問い合わせください。

お取引先証券会社にご連絡いただき、行使代金の支払い、行使請求取次依頼書を提出することで、普通株式を取得することができます。

2月1日(木)に  
新株予約権を割り  
当て

新株予約権を行使

お手続き後の成果物

新株予約権を保有

お取引先証券会社に連絡

お手続き : 行使代金支払い

例: 株式を100株取得頂く場合  
 $500円 \times 100個 (=100株分) = 50,000円$   
(+ 手数料)  
が必要となります

お手続き : 行使請求取次依頼書

「行使請求取次依頼書」は、お取引先証券  
会社で入手のうえ、記入願います

普通株式取得

例: 普通株式100株を取得

お取引先証券会社から当  
社に対し権利行使の請求  
及び出資価額の払込みが  
完了した日から3営業日目  
以降に、証券口座に当社普  
通株式の残高が記録され  
ます。

## 2 新株予約権を市場で売却して売却代金を得る場合のお手続

新株予約権の市場での売買可能期間【予定】は平成30年2月1日(木)～3月8日(木)です。新株予約権は東京証券取引所に上場される予定であり、上場されている間は普通株式と同様に売買可能です。既存の株主様に限らず、証券会社で口座を開いている方はどなたでもお取引先の証券会社で新株予約権の売買が可能です。

2月1日(木)に  
新株予約権を割り  
当て

新株予約権を売却

お手続後の成果物

新株予約権を保有

お取引先証券会社に連絡

新株予約権の売却注文

注文方法は原則、当社普通株式と同様です。  
当社普通株式と同様、新株予約権の売買単位も  
100個となります。

売却代金受領

新株予約権は東京証券取引所に上場される予定であり、上場されている間は当社の普通株式と同様にお取引が可能となります。  
約定日から起算して3営業日以降に売却代金の入金、又は新株予約権の受け渡しがあります。  
例えば、2月1日(木)に約定した場合、2月6日(火)に入金(又は受け渡し)になります。  
詳細についてはお取引先証券会社にご確認願います。

## 本件に関する注意事項

- 1 平成30年1月31日(水)の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主様が新株予約権の無償割当ての対象となります。なお、権利付最終日は、平成30年1月26日(金)となっております
- 2 平成30年2月1日(木)時点で自動的(お手続きを頂く必要はありません)、かつ無償で新株予約権が割り当てられます。お取引先の証券会社にお問い合わせの上、ご確認ください
- 3 新株予約権は東京証券取引所に上場される予定であり、上場されている間は当社の普通株式と同様にお取引が可能となります
- 4 新株予約権の権利行使に係る新株予約権行使請求取次依頼書を提出し、行使代金をお支払い頂くことで、証券会社で新株予約権の行使請求の取次を受け付けます。但し、証券会社により取扱いが異なる場合がございますので、具体的な手続きにつきましては必ずお取引先の証券会社へご確認をお願いいたします
- 5 新株予約権の購入(買付け)の取次につきましては、一部の証券会社での取扱いとなります。お取引先の証券会社にお問い合わせください

ライツ・オファリングに関する詳細につきましては、当社ホームページもご確認ください

<https://www.hoosiers.co.jp/news/>

株主様や投資家様の問い合わせ対応として下記の専用のお問い合わせ先を設置いたします

[株主様に対しては、当社より直接ご連絡させて頂く場合もございます]

株式会社フージャースホールディングス ライツ・オファリングに関する専用のお問合せ先:03-3287-0713

(平成30年1月19日～平成30年3月20日までの間、平日9:00～17:00)

## 1. 一部コミットメント型ライツ・オフリングの基本的な仕組みについて

Question	Answer
<p>Q 1 - 1 ライツ・オフリングの概要について教えて欲しい。</p>	<p>A 1 - 1 ライツ・オフリングは株式会社の資金調達手法の1つであり、普通株式を目的とした新株予約権を株主に割り当てるものです。 本件については1株の当社普通株式に1個の本新株予約権が割り当てられ、1個の本新株予約権の行使により1株の当社普通株式が交付されます。当社は、新株予約権の割当日(平成30年2月1日)の前営業日(平成30年1月31日)を株主確定日とし、当該株主確定日時点の株主に持株数に応じて本新株予約権を無償で付与し、交付された本新株予約権について行使期間内に行使が行われ、行使代金(本新株予約権の行使に際して本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」といいます。))が支払うべき金額をいいます。)の支払いがされた場合に、当社普通株式を交付します。 本新株予約権は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の新株予約権の市場に上場される予定であるため(東京証券取引所からの上場承認を前提とします。以下同様です。)、本新株予約権の上場期間中、市場での売買が可能です。</p>
<p>Q 1 - 2 本件の一部コミットメント型ライツ・オフリングの特徴は、何か。</p>	<p>A 1 - 2 まず、ライツ・オフリングは、一般的な公募増資や第三者割当増資と比較して、既存株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて新株予約権が割り当てられる点が特徴であると理解しております。また、(株式の)株主割当増資や従来の新株予約権の無償割当てと比較して、割り当てられた新株予約権が証券取引所において上場される点が特徴であると理解しております。 (株式の)株主割当増資では、株式を引き受ける権利の第三者への譲渡が基本的に認められず、また、従来の新株予約権の無償割当てでは、割り当てられた新株予約権の売却の機会が実質的には限られるため、新株予約権を割り当てられた株主はそれを行使するか失権させるかの選択を迫られることとなると理解しております。この点、ライツ・オフリングでは、新株予約権が証券取引所において上場され、これを市場取引により売却する選択肢が新株予約権者に与えられているため、株主が新株予約権の行使を望まない場合は、新株予約権を市場取引により売却しその対価を得ることができます。 また、ライツ・オフリングには、発行会社が特定の証券会社(本件においては、ドイツ証券株式会社であり、以下「引受会社」といいます。)との間で、一定期間内に行使されなかった新株予約権について、当該証券会社が引き受けた上でそれらを行使することを定めたコミットメント契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、そのようなコミットメント契約を特定の証券会社との間で締結せず、行使されなかった新株予約権は消滅するスキームであるノンコミットメント型ライツ・オフリングが存在します。 本ライツ・オフリングは、コミットメント型ライツ・オフリングであり、平成30年2月1日から平成</p>

	<p>30年3月15日までの行使期間（以下「一般投資家権利行使期間」といいます。）において本新株予約権者によって行使されなかった本新株予約権は、当社が、取得条項に基づき取得します。</p> <p>さらに、コミットメント型ライツ・オフアリングの種類としては、一定期間内に株主又は新株予約権を取得した投資者に行使されなかった新株予約権について、その全てを特定の証券会社が引き受けた上でそれらを行行使することを定めたコミットメント契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリング（以下「全部コミットメント型ライツ・オフアリング」といいます。）と、一定期間内に株主又は新株予約権を取得した投資者に行使されなかった本新株予約権について、その一部を上限として特定の証券会社が引き受けた上でそれらを行行使することを定めたコミットメント契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリング（以下「一部コミットメント型ライツ・オフアリング」といいます。）が考えられます。</p> <p>本ライツ・オフアリングは、一部コミットメント型ライツ・オフアリングであり、当社の取得した本新株予約権のうち5,559,735個（発行新株予約権総数27,798,675個の20%に相当する数であり、以下「コミットメント上限数」といいます。）（但し、当社が取得条項に基づき取得する本新株予約権数（以下「取得本新株予約権数」といいます。）が5,559,735個以下の場合には、取得本新株予約権数とします。）について、コミットメント契約に基づき、原則として引受会社に譲渡され、引受会社は、当社から譲渡を受けた本新株予約権を全て行使します。</p>
<p>Q 1 - 3 一部コミットメント型ライツ・オフアリングを選択した理由は何か。</p>	<p>A 1 - 3 全部コミットメント型ライツ・オフアリングによる場合、一部コミットメント型ライツ・オフアリングに比べて相対的に資金調達の実績性は高いものとなりますが、未行使の新株予約権全部の行使を義務付けられる証券会社の引受けリスクが大きいと見られるため、コミットメントを引き受ける証券会社を見つけることが困難になる可能性があること及びコミットメントを引き受ける証券会社がいるとしてもかかるリスクに見合った多額の引受手数料（いわゆるスプレッド方式（発行会社が引受手数料を引受証券会社に別途支払う代わりに、投資者が引受証券会社に支払う金額と引受証券会社が発行会社に支払う金額に引受手数料相当の差額を設けることで引受けに係る報酬を支払う方式）における差額を含みます。以下同じです。）の支払いが必要となることが予想されます。一方、我が国における過去のライツ・オフアリングの事例における行使率はほぼすべての事例において80%以上であり、発行会社の株式の流動性や新株予約権の発行条件、資金用途等によっては、新株予約権の大半が一般投資家によって行使される結果一部コミットメント型ライツ・オフアリングであっても予定する調達金額全額が調達される可能性が高いと見込まれる場合もあるといえます。そのような場合において、全部コミットメント型ライツ・オフアリングは一部コミットメント型ライツ・オフアリングに比べて証券会社の引受けリスクが相対的に高く、かかるリスクに見合った多額の引受手数料の支払いが必要となりうることに鑑みると、全部コミットメント型ライツ・オフアリングは資金調達コストの観点からは必ずしも最適ではないこととなります。</p> <p>本件では、当社グループの資金調達額及びその用途、我が国における過去のライツ・オフアリングの事例に</p>

	<p>おける行使率の結果、当社の株式の流動性等を踏まえれば、本ライツ・オファリングにおける行使代金を500円(本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成30年1月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準とした場合のディスカウント率は59.8%)とし、また当社が本新株予約権を取得する際の交付財産を1円又は0円とすることで、一般投資家による本新株予約権の行使率を相当程度高めることができると考えられます。その上で、一般投資家によって行使されなかった本新株予約権について、当社が取得条項に基づき取得した上で、そのうちコミットメント上限数について、コミットメント契約に基づき、原則として引受会社に譲渡し、引受会社は、当社から譲渡を受けた本新株予約権の全てを行使することを合意することで、資金調達コストを適切な水準に抑えつつ、当社が予定している資金調達額全額の調達の蓋然性を相当程度高めることができると判断し、一部コミットメント型ライツ・オファリングによる資金調達方法を選択いたしました。</p>
<p>Q 1 - 4 新株予約権とは何か。</p>	<p>A 1 - 4 新株予約権とは、その権利を保有する者(新株予約権者)が、行使期間において行使しあらかじめ定められた行使に関して必要な金銭(本件においては行使代金)を支払うことにより、発行会社から、その新株式の発行、又は自己株式の交付を受けることができる権利をいいます(なお、本件においては、自己株式の交付は予定していません。)。本新株予約権の行使代金及び行使期間等の詳細な内容につきましては、当社の平成30年1月19日付「一部コミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」本文をご参照ください。</p>
<p>Q 1 - 5 本新株予約権の上場概要について教えて欲しい。</p>	<p>A 1 - 5 株主確定日である平成30年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権が無償で割り当てられます。また、当該株主確定日の翌営業日である平成30年2月1日から本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であり、上場されている間は同市場での売買が可能となります。なお、本新株予約権の上場廃止日は平成30年3月9日を予定しておりますが、具体的には、追って東京証券取引所より発表されます。同市場における売買最終日は、上場廃止日の前営業日となりますが、売買の取次についての詳細は、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>
<p>Q 1 - 6 新株予約権者には、どのような選択肢があるのか。</p>	<p>A 1 - 6 新株予約権者の選択肢としては、大別して、  本新株予約権の行使  本新株予約権の売却  及び のいずれも行わない  という3つが考えられます。また、 の場合は、取得条項に基づき、当社が本新株予約権を取得することとなります。  本新株予約権を行使する場合、行使代金(1株当たり500円)を(お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて)支払うことにより、当社普通株式を取得することとなります(詳細</p>

	<p>は下記「3.本新株予約権の行使について」をご参照ください。)</p> <p>本新株予約権を市場で売却する場合、本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額を得ることができますが、当社普通株式を取得することはできません(詳細は下記「4.本新株予約権の取引について」をご参照ください。)</p> <p>及び のいずれも行わなかった場合、当社は、平成30年3月19日、取得条項に基づき同日において残存する本新株予約権の全部を取得し、取得する本新株予約権の新株予約権者の皆様に配当金領収証方式により交付財産を支払うこととなります。「交付財産」とは、本新株予約権1個当たり、1円としますが、平成30年3月16日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」といいます。)(同日にVWAP価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日のVWAP価格)から行使代金である500円を差し引いた金額が負の数値である場合は0円とします。当社が本新株予約権を取得した場合、新株予約権者の皆様は、当社普通株式を取得することはできません。また、当社普通株式及び本新株予約権の市場価格の動向によっては、又は のいずれかを選択するのと比較して、交付財産を受領することが、新株予約権者にとって著しく経済的に不利益になり得ますのでご注意ください。</p> <p>なお、上記はあくまで本新株予約権が割り当てられた場合の一般的な選択肢を示したものであり、本新株予約権を行使するのか、売却するのか、又は、行使も売却も行わずに取得条項に基づく当社による本新株予約権の取得により交付財産を受領するのかは、新株予約権者の皆様ご自身の投資判断によります。当社は本新株予約権に関して何らの投資判断のアドバイスをすることはできませんので、株主の皆様におかれましては、当社が平成30年1月19日付で公表した「一部コミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」及びE D I N E T (URL: <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a>)にて縦覧されている当社の平成30年1月19日付有価証券届出書等をご参照のうえ(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されません。)ご自身の責任において、本新株予約権に係る投資判断を行ってください。</p>
<p>Q 1 - 7          単元未満株式を保有する株主にはどのような選択肢があるのか。</p>	<p>A 1 - 7          ライツ・オファリングでは、当社の単元株式数である100株に満たない当社普通株式に対しても、1株の当社普通株式に対して1個の本新株予約権が割り当てられます。但し、本新株予約権の売買単位は100個ですので、100個未満の本新株予約権を市場で売買することはできません(なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。)。他方、本新株予約権の行使は1個単位から可能ですので、本新株予約権を行使することにより当社普通株式を取得することはできます。</p>
<p>Q 1 - 8          一般投資家権利行使期間における本新株予約権の行使代金の設定理由について説明して欲しい。</p>	<p>A 1 - 8          当社が平成30年1月19日付で公表した「一部コミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」の「6.(1)権利行使に係る価額及びその算定根拠等」に記載のとおり、コミットメント契約に基づき権利行使する場合の引受会社を除く本新株予約権者(以下「一般投資家」といいます。)が権利行使することができる期間(以下「一般投資家権利行使期間」といいます。)における本新株予約権の行使代金を500円</p>

	<p>と設定しております。行使代金 500 円は、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成 30 年 1 月 18 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準とした場合のディスカウント率は 59.8% となりますが、本新株予約権は新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるものであり、割当てを受ける株主が本新株予約権の行使代金の設定により直接経済的利益を受け又は経済的損失を被るということはないことから、行使代金は、基本的には調達金額と割当比率（当社の各株主の保有する当社普通株式 1 株につき割り当てられる本新株予約権の個数と本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数の比率）を踏まえて決定されたものです。すなわち、割当比率については 1 : 1 : 1（当社の各株主の保有する当社普通株式 1 株につき割り当てられる本新株予約権の個数は 1 個、本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株）とした上で、本新株予約権の行使により発行される予定の株式の数及び本新株予約権の行使の可能性（本新株予約権が行使されやすいよう、時価を下回る行使代金を設定しております。）引受会社に対して支払われる手数料、当社普通株式の流動性、当社の財政状態等を総合的に勘案しつつ、当社の今後の資金使途の為に必要な金額を調達できる金額として決定されたものです。</p>
<p>Q 1 - 9 引受会社権利行使期間における本新株予約権の行使代金の設定理由について説明して欲しい。</p>	<p>A 1 - 9 当社が平成 30 年 1 月 19 日付で公表した「一部コミットメント型ライツ・オフリングに関するお知らせ」の「6.(1)権利行使に係る価額及びその算定根拠等」に記載のとおり、引受会社がコミットメント契約に基づき権利行使することができる期間（以下「引受会社権利行使期間」といいます。）における本新株予約権の行使代金を 500 円（但し、平成 30 年 3 月 19 日（但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 555 円を下回る場合には、平成 30 年 3 月 20 日以降、当該終値の 90% に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切上げます。）に修正されます。）と設定しております。また、かかる修正条項には、下限行使代金の設定はありません。そのため、仮に引受会社による本新株予約権の取得までに当社普通株式の市場価格が著しく下落した場合には、引受会社による本新株予約権の行使価格が低く修正されることとなり、そのような低い行使価格で引受会社による権利行使が行われることにより、既存株主様は希薄化の影響を受け、また、実際の資金調達額が当初の予定よりも低くなる可能性があります。</p> <p>しかしながら、引受会社による権利行使が行われる本新株予約権の数は発行新株予約権総数 27,798,675 個の 20% に相当する 5,559,735 個）が上限であって、それを超えて上記のような低い行使価格での権利行使が行われるものではなく、希薄化について一定の歯止めがかけられております。また、そのような場合であっても、上記で述べた事業投資のための資金調達を行うことで、当社グループの今後の成長に向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大に寄与するものと考えております。さらに、行使代金の修正条項を付すことにより、本ライツ・オフリングに係る引受手数料を相対的に低い金額とすることができます。以上より、本新株予約権に行使代金の修正条項を付していることは妥当であるものと考えております。</p>
<p>Q 1 - 10</p>	<p>A 1 - 10</p>

<p>新株予約権無償割当てによる当社普通株式の権利落ちの概要を教えてください。</p>	<p>今回の新株予約権無償割当てによって、平成 30 年 1 月 29 日から当社普通株式の株価に、権利落ちが反映されます。なお、ご参考までに、東京証券取引所の「呼値の制限値幅に関する規則」では、権利落ち日の基準値段は（権利付最終値 + 新株払込金額）÷（1 + 新株割当率）で計算することとされております。</p>
<p>Q 1 - 1 1 大株主は本新株予約権を行使するのか。</p>	<p>A 1 - 1 1 当社株主である株式会社ティ・エイチ・ワン（平成 29 年 9 月 30 日現在の株主名簿における持株比率において当社の発行済株式総数の 13.80%を保有）及び当社代表取締役社長である廣岡哲也（平成 29 年 9 月 30 日現在の株主名簿における持株比率において当社の発行済株式総数の 1.51%を保有）より、本新株予約権無償割当てによって割り当てられる全ての本新株予約権を平成 30 年 3 月 15 日までに行使することについて、引受会社との間で、平成 30 年 1 月 19 日付で覚書を締結した旨の報告を受けております。</p>
<p>Q 1 - 1 2 本新株予約権の行使により当社普通株式が一斉に交付されるのであれば、株式価値が大きく希薄化することになるのではないか。</p>	<p>A 1 - 1 2 本新株予約権は既存株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて割り当てられるため、本新株予約権を全て行使した場合には、その方が有する持分比率の希薄化は基本的に生じないものと考えております。また、今回の新株予約権無償割当てによって、平成 30 年 1 月 29 日から当社普通株式の株価に権利落ちが反映されますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であり、本新株予約権の行使を希望しない場合には、上場後に本新株予約権を市場で売却することにより希薄化による経済的損失をある程度軽減することができる設計となっております。</p>
<p>Q 1 - 1 3 当社普通株式の信用取引の処理（権利処理、現引禁止の扱い等）について説明して欲しい。</p>	<p>A 1 - 1 3 信用取引に係る各種取扱いにつきましては、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>
<p>Q 1 - 1 4 当社普通株式のりとうやミニ株の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>A 1 - 1 4 株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いにつきましては、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>
<p>Q 1 - 1 5 外国居住株主による本新株予約権の割当て、行使、売買について制約があるか。</p>	<p>A 1 - 1 5 （米国居住株主の場合） 米国に居住する株主（本書においては、1933 年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール 800 に定義する「U.S. holder」を意味します。以下「米国居住株主」といいます。）につきましては、本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使を制限させていただくこととなります。 当社といたしましては、( )米国居住株主による本新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要がある米国当局に対する登録等の手続きに係るコストが極めて大きな負担となる一方で、( )本件においては、仮に米国居住株主による本新株予約権の行使を制限したとしても本新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主様も市場取引を通じて一定の経済的利益の獲得を図れることに鑑み、当該制限は株</p>

	<p>主平等の原則に違反するものではないと判断しております。</p> <p>したがって、米国居住株主におかれましては、本新株予約権の売却によって売却代金を得ることをご検討いただければと存じます。本新株予約権の売買については、下記「4.本新株予約権の取引について」をご参照ください。</p> <p>(米国以外の外国居住者の場合)</p> <p>本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国居住株主(当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。)は、かかる点につきご注意ください。</p> <p>その際のお手続きにつきましては、証券会社等によって異なる場合がありますので、お取引先証券会社等へお問い合わせください。</p>
<p>Q 1 - 1 6 行使代金と出資価額の違いは何か。</p>	<p>A 1 - 1 6</p> <p>行使代金とは本新株予約権の行使に際して支払うべき金額であり、付与された本新株予約権について行使期間中に行使代金をお支払い頂くと1個の本新株予約権の行使につき1株の当社普通株式が交付されます。一般投資家権利行使期間の行使代金(本新株予約権1個当たり500円)には、各本新株予約権の行使に際して当社に払い込まれる財産の価額(本新株予約権1個当たり485円とし、以下「出資価額」といいます。)と引受会社に対して支払われる手数料(本新株予約権1個当たり15円)(内税)とが含まれます。</p> <p>また、引受会社権利行使期間における行使代金(本新株予約権1個当たり500円(但し、平成30年3月19日(但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。))の東京証券取引所における当社普通株式の終値が555円を下回る場合には、平成30年3月20日以降、当該終値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。)に修正されます。))にも、出資価額(本新株予約権1個当たり485円とし、上記のとおり、行使代金の修正がされた場合には、出資価額は、行使代金に0.97を乗じた金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てます。)に修正されます。))と引受会社に対して支払われる手数料(本新株予約権1個当たり15円(但し、行使代金の修正がされた場合には、行使代金と出資価額の差額とします。))(内税)とが含まれます。</p> <p>いずれの場合においても、出資価額に行使された本新株予約権の数を乗じた額が当社の受け取る金額となります。</p>

## 2. 本新株予約権の割当てについて

Question	Answer
<p>Q 2 - 1 保有株式に対して何個の本新株予約権が割り当てられるのか。</p>	<p>A 2 - 1 新株予約権の割当てを受ける株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様の保有する当社普通株式数と同数の本新株予約権が割り当てられることとなります。</p>
<p>Q 2 - 2 本新株予約権の無償割当てを受けるにはどうしたらよいか。</p>	<p>A 2 - 2 本新株予約権の割当てを受ける株主確定日は平成 30 年 1 月 31 日となっておりますので、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続を経ることなく本新株予約権の無償割当てを受けることができます。本新株予約権の無償割当てを受ける権利が付いた当社普通株式の最終売買日は、平成 30 年 1 月 26 日となります。 なお、本新株予約権は無償で割り当てられますので、本新株予約権の割当てを受けるためには代金をお支払いいただく必要はありません(なお、一般投資家権利行使期間に本新株予約権を行使する場合には行使代金(本新株予約権 1 個当たり 500 円)を(お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて)お支払いいただく必要があります。)</p>
<p>Q 2 - 3 新株予約権証券は発行されるのか。また、本新株予約権の割当ての有無はどのように確認すればよいか。</p>	<p>A 2 - 3 本新株予約権について、新株予約権証券は発行されません。当社としては、通常、新株予約権の割当てを受ける株主確定日である平成 30 年 1 月 31 日の翌営業日に、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様の証券口座に新株予約権の残高が発生することになるものと理解しております。詳しくは、必ずご自身でお取引先証券会社等にお問い合わせください。</p>
<p>Q 2 - 4 本新株予約権の無償割当て後はどのような書類が、いつどこに送付されてくるのか。</p>	<p>A 2 - 4 本新株予約権の新株予約権の割当てを受ける株主確定日の約 3 週間後に、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様の住所等に、本新株予約権に係る株主割当通知書等が送付されます。なお、本新株予約権の行使及び売買につきましては、割当通知書等を受領する前から可能であり、一般投資家の行使については平成 30 年 2 月 1 日から、売買についても平成 30 年 2 月 1 日(本新株予約権の上場日(予定))からお取引ができます。本新株予約権の行使又は売買のお取引を希望される場合は、必ずご自身でお取引先証券会社にお問い合わせください。</p>
<p>Q 2 - 5 自己株式には本新株予約権は割り当てられるのか。</p>	<p>A 2 - 5 会社法第 278 条第 2 項の規定により、当社が保有する自己株式には本新株予約権は割り当てられません。</p>

### 3．本新株予約権の行使について

Question	Answer
<p>Q 3 - 1 本新株予約権を行使した場合、何株の株式が手に入るのか。</p>	<p>A 3 - 1 本新株予約権 1 個につき目的となる当社普通株式の数は 1 株となっております。従いまして、一般投資家権利行使期間に本新株予約権を行使する場合、本新株予約権の残高が記録されている証券会社を通じて当社に行使代金（1 株当たり 500 円）を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）支払うことにより、行使した本新株予約権の個数と同数の当社普通株式を取得することとなります。なお、本新株予約権の行使は、1 個単位から可能となります。</p>
<p>Q 3 - 2 保有する複数の本新株予約権（例えば 1,000 個）のうち、その一部（例えば 500 個）を行使することはできるのか。</p>	<p>A 3 - 2 本新株予約権の行使は 1 個単位から可能となっておりますので、各本新株予約権者の皆様が複数の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを 1 個単位で行使することは可能です。従いまして、例えば、1,000 個の本新株予約権を保有する本新株予約権者が、そのうち 500 個のみを行使し、残りの 500 個は市場で売却することなども可能です。なお、本新株予約権の発行要項 5 .(6) において、「各本新株予約権の一部行使はできない」旨規定されておりますが、ここでいう「一部行使」とは、1 個の本新株予約権の一部（例えば 0.5 個の本新株予約権）のみを行使することができない旨を定めるものであり、複数の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを 1 個単位で行使することを禁止する趣旨ではありません。但し、当社普通株式の市場での売買単位は 100 株となっているため、本新株予約権の行使の結果、交付される当社普通株式の数が 100 株未満である場合には、当該株式については市場での売買は行えませんのでご注意ください。</p>
<p>Q 3 - 3 1 個の本新株予約権の一部（例えば 0.5 個）を行使することはできるのか。</p>	<p>A 3 - 3 本新株予約権の発行要項 5 .(6) において「各本新株予約権の一部行使はできない」旨定められており、1 個の本新株予約権の一部（例えば 0.5 個の本新株予約権）のみを行使することはできません。なお、先述のように 1,000 個中 500 個の行使等を禁止する趣旨ではありません。</p>
<p>Q 3 - 4 本新株予約権の権利行使はいつまで可能なのか。</p>	<p>A 3 - 4 一般投資家が本新株予約権を行使できる期間は、平成 30 年 2 月 1 日から同年 3 月 15 日までとなっております（但し、証券会社における権利行使の取次業務の実務上、一般投資家が一般投資家権利行使期間の期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成 30 年 3 月 14 日の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いに係る手続きが完了していることが必要となります。）。なお、証券会社によっては行使請求の受付期間がこれとは異なる場合がありますので、お取引先証券会社の行使請求受付期間につき、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>

<p>Q 3 - 5 本新株予約権の行使を行う場合、どのような手続をすればよいのか。</p>	<p>A 3 - 5 一般投資家が本新株予約権を行使する場合は、本新株予約権者の皆様の新株予約権の残高が記録されているお取引先証券会社に対し、所定の行使請求書に必要事項を記入、捺印のうえ、ご提出頂くとともに、行使代金（1株当たり500円）を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）支払う必要があります。但し、証券会社によって手続が異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。なお、発行要項記載の行使請求受付場所（三井住友信託銀行株式会社証券代行部）では、本新株予約権者の皆様から直接行使請求を受け付けることはできませんので、ご注意ください。</p>
<p>Q 3 - 6 本新株予約権の行使請求取次依頼書はどこで入手できるのか。</p>	<p>A 3 - 6 本新株予約権者のお取引先証券会社で入手できます。但し、証券会社によって行使請求取次依頼書が異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社へお問い合わせください。</p>
<p>Q 3 - 7 株式が手に入るのはいつか。</p>	<p>A 3 - 7 本新株予約権者の方から証券会社が行使請求取次依頼書と行使代金を受け付けた後、当該証券会社から当社への本新株予約権の権利行使の請求及び当該証券会社から引受会社の指定する口座を経由した当社への出資価額の払込みが完了した日から3営業日目に、当社普通株式について、本新株予約権者の皆様のお取引先証券会社における証券口座に交付される当社普通株式の残高が記録され、東京証券取引所で売買が可能となります。但し、証券会社によって手続が異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>
<p>Q 3 - 8 本新株予約権の行使により生じる費用について教えて欲しい。</p>	<p>A 3 - 8 本新株予約権の行使に関して発生する費用は証券会社によって異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>
<p>Q 3 - 9 引受会社に対して支払われる手数料は投資家が負担するということか。</p>	<p>A 3 - 9 引受会社に対する手数料につきましては、本ライツ・オファリング全体のアレンジを行う対価として投資家の皆様にご負担頂くこととなります。但し、投資家の皆様に新株予約権の行使に際してお支払い頂く金額の全額が当社に払い込まれ、当該金額から当社が引受会社に対して手数料を支払うという方式と、本件の手数料の支払方式を比較しても、投資家の皆様にお支払い頂く金額及び手数料支払い後の当社の調達金額のいずれも実質的に異なるため、本件の手数料の支払方式が投資家の皆様にとって不利益になるものではないと考えております。</p>
<p>Q 3 - 10 なぜ、このような手数料の支払方式を採用したのか。</p>	<p>A 3 - 10 ライツ・オファリングのコミットメントに係る手数料について、発行会社が引受人に支払う方法で行われた場合には、引受手数料が発行会社の費用として計上されるため、発行会社の経営指標である経常利益や1株当たり当期純利益等に影響を与えることとなります。</p>

	<p>一方、公募増資では、証券会社は一般投資家の購入価格である発行価格で募集を行い、発行会社には手数料相当額を差し引いた発行価額が払い込まれるのが一般的であり、この場合、発行会社は引受手数料を費用計上しません。</p> <p>このように、発行会社が引受人に手数料を支払う方法で行われるライツ・オフアリングと公募増資は、株式の発行による資本調達という経済的効果は同じながら、発行会社における手数料の会計処理が異なることから、投資家にとって財務指標等の比較が困難になる可能性があります。</p> <p>今回、当社が採用する方式の場合には、投資家の支払う「行使代金」は「出資価額」に「引受手数料」を加えた金額となり、引受手数料が発行会社の費用として計上されないため、上記のような会計処理の違いを回避することができます。</p>
--	--

#### 4．本新株予約権の取引について

Question	Answer
<p>Q 4 - 1 本新株予約権の売買を市場で行う場合、どのような手続をすればよいのか。</p>	<p>A 4 - 1 当社としては、本新株予約権の市場での売買については、証券会社を通じて行うことが可能であると理解しております。但し、本新株予約権の売買の手続や売買請求の受付最終日等、詳細につきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>
<p>Q 4 - 2 本新株予約権の市場における売買単位はどうか。</p>	<p>A 4 - 2 本新株予約権の売買単位は 100 個ですので、100 個未満の本新株予約権を市場で売買することはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。）</p>
<p>Q 4 - 3 単元未満株に割り当てられた本新株予約権を行使した結果交付される株式は売買できるのか。</p>	<p>A 4 - 3 当社普通株式の売買単位は 100 株ですので、100 株未満の当社普通株式を市場で売買することはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。）</p>
<p>Q 4 - 4 本新株予約権を市場で売却した場合、いくら手に入るのか。</p>	<p>A 4 - 4 本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額になります。</p>
<p>Q 4 - 5 本新株予約権を市場で売却した場合、代金はいつ手に入るのか。</p>	<p>A 4 - 5 約定日の 3 営業日後に各本新株予約権者の皆様のお取引先証券会社における口座に入金されます。但し、本新株予約権の売却につきましては、証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>
<p>Q 4 - 6 本新株予約権の市場での売買により生じる費用について教えて欲しい。</p>	<p>A 4 - 6 本新株予約権の市場での売買に際しては、お取引先証券会社に支払う売買手数料が発生します（具体的な手数料の金額については、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。）</p>
<p>Q 4 - 7 本新株予約権を市場取引で取得した場合、行使までの手続はどうか。</p>	<p>A 4 - 7 市場で取得した本新株予約権は約定日から 3 営業日後に受け渡しとなります。かかる本新株予約権の行使に関する手続は、当初割り当てられた本新株予約権の行使と同様ですので、A 3 - 5 をご参照ください（なお、かかる本新株予約権の行使は、受渡しを受けた後に行うことになる点にご留意ください。）但し、証券会社によって手続が異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>
<p>Q 4 - 8 本新株予約権の売買可能期間は、いつ</p>	<p>A 4 - 8 本新株予約権は、新株予約権の割当てを受ける株主確定日の翌営業日である平成 30 年 2 月 1 日から東京証</p>

<p>からいつまでか。</p>	<p>券取引所へ上場される予定であり、上場されている間は同取引所での売買が可能となります。なお、本新株予約権の上場廃止日は平成 30 年 3 月 9 日を予定しておりますが、具体的には、追って東京証券取引所より発表されます。同取引所における売買最終日は、上場廃止日の前営業日となりますが、売買の取次について詳細は、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>
<p>Q 4 - 9 本新株予約権の取得に伴う公開買付規制について教えて欲しい。</p>	<p>A 4 - 9 本新株予約権につきましては、東京証券取引所の市場を通さずに相対にて、又は当該市場の立会時間外取引にて取得して頂くことも可能であると理解しています。但し、当該方法により取得する場合につきましては、取得の期間、取得の相手方の人数、取得する本新株予約権の個数によっては、金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当し、公開買付けの手続が必要となる可能性もありますので、ご注意ください。詳細につきましては、ご自身にて個別に弁護士等にお問い合わせください。</p>
<p>Q 4 - 1 0 本新株予約権は信用取引の代用担保となるか？</p>	<p>A 4 - 1 0 本新株予約権は信用取引の代用有価証券の対象外です。</p>

## 5．本新株予約権の取得について

Question	Answer
<p>Q 5 - 1 未行使の本新株予約権はどうなるのか。</p>	<p>A 5 - 1 一般投資家権利行使期間（平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 3 月 15 日（実際に行使請求が可能な期間についての詳細は A 3 - 4 をご覧ください。)) において、本新株予約権者によって行使されなかった本新株予約権は全て、平成 30 年 3 月 19 日に当社が取得し、取得する本新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に、配当金領収書方式により取得の対価として交付財産を支払うこととなります（但し、平成 30 年 3 月 16 日の VWAP 価格（A 1 - 6 に記載）によっては、交付財産が 0 円となる可能性があります。）。当社が本新株予約権を取得した場合、一般投資家の皆様は、当該取得以降は本新株予約権を行使して当社普通株式を取得することはできません。</p>
<p>Q 5 - 2 本新株予約権の交付財産はどのように決定されるのか。</p>	<p>A 5 - 2 本新株予約権 1 個当たりの交付財産は 1 円としますが、平成 30 年 3 月 16 日の VWAP 価格（同日に VWAP 価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日の VWAP 価格）から行使代金である 500 円を差し引いた金額が負の数値である場合は、0 円とします。なお、交付財産を本新株予約権 1 個当たり 1 円（但し、平成 30 年 3 月 16 日の VWAP 価格によっては、交付財産が 0 円となる可能性があります。）とした場合、権利行使期間内に本新株予約権の行使又は売却を行わなかった既存の株主様は、1 株当たりの経済的価値の希薄化による経済的不利益の全部又は一部を軽減することができない可能性がある点にご注意ください。</p>
<p>Q 5 - 3 本新株予約権の交付財産はどのように支払われるのか。</p>	<p>A 5 - 3 交付財産は、未行使の本新株予約権に係る本新株予約権者に対して配当金領収書方式によって支払われますが、実際の支払時期は未定です（平成 30 年 4 月以降になる可能性があります。）</p>
<p>Q 5 - 4 取得された本新株予約権はどうなるのか。</p>	<p>A 5 - 4 当社は、一般投資家権利行使期間内に行使されなかった本新株予約権について、その一部（発行新株予約権総数 27,798,675 個の 20% に相当する 5,559,735 個（但し、取得本新株予約権数が 5,559,735 個以下の場合には、取得本新株予約権数とします。)) を上限として引受会社が引き受けた上でそれらを行使することを定めたコミットメント契約（以下「本コミットメント契約」）を締結しています。 具体的には、当社が、取得条項に基づき取得した未行使の本新株予約権は、本コミットメント契約に基づき、原則として、平成 30 年 3 月 20 日に、引受会社に 5,559,735 個（但し、当社が取得した本新株予約権数が 5,559,735 個以下の場合には、取得した本新株予約権数とします。）が譲渡され、引受会社は、平成 30 年 3 月 20 日から同月 22 日までに、当社から譲り受けた本新株予約権の全てを行使することが予定されています。</p>
<p>Q 5 - 5</p>	<p>A 5 - 5</p>

引受会社への譲渡価格はどのように決定されるのか。	引受会社への本新株予約権 1 個当たりの譲渡価格は、本新株予約権 1 個当たりの交付財産と同一の価格となります。
Q 5 - 6 引受会社は、未行使の本新株予約権の全てを譲り受け、権利行使を行うのか。	A 5 - 6 引受会社は、本コミットメント契約に基づき、原則として、一般投資家権利行使期間内に行使されなかった本新株予約権について、その一部（5,559,735 個を上限とします。）を当社から引き受けた上でそれらを行行使することとなっています。したがって、一般投資家権利行使期間内に行使されなかった本新株予約権の数が上限である 5,559,735 個を超えた場合には、5,559,735 個を超えた本新株予約権は当社から引受会社に譲渡されないこととなります。 引受会社は、本コミットメント契約に基づき、平成 30 年 3 月 20 日から同月 22 日までに、原則として、当社より譲り受けた本新株予約権の全てを行行使します。但し、コミットメント契約に定める義務に関して当社による重大な違反がある場合又は当社の財政状態に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等においては、引受会社による本新株予約権の譲受け及び行使が行われず、又はコミットメント契約が解除される場合があります。なお、引受会社は、コミットメント契約が解除される場合でも、手数料を引き続き受領することができ、受領した引受手数料を返還する義務を負いません。
Q 5 - 7 当社が取得し、引受会社に譲渡されなかった本新株予約権はどうなるのか。	A 5 - 7 当社が取得条項に基づき取得し引受会社に譲渡されなかった本新株予約権は、行使期間満了後、消滅します。なお、当社は本新株予約権を行行使することができません（会社法第 280 条第 6 項）。

## 6．税金について

本項目では、本新株予約権に係る税務上の取扱い等のうち、個人に関するものについての当社の考えをお示しいたします。

但し、個人及び法人とも、株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、ご自身の責任におきまして、税理士等の専門家及びお取引先証券会社にご確認くださいませよう願ひ致します。

また、外国居住者の皆様に対する適用法令上、本新株予約権に係る税務上の取扱いが異なる可能性がございますので、各外国居住者の皆様においては、それぞれに適用される法令の弁護士又は税理士等にお問い合わせください。

Question	Answer
<p>Q 6 - 1 本新株予約権は特定口座と一般口座のどちらの口座に入るのか。</p>	<p>A 6 - 1 本新株予約権を当社からの無償割当てにより取得する場合、各株主が保有している当社普通株式が、特定口座と一般口座のいずれで管理されているかにかかわらず、本新株予約権は特定口座に受け入れることができます。また、本新株予約権を市場の売買により取得する場合、本新株予約権は特定口座に受け入れることができます。さらに、特定口座で管理する本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は、その行使の時にその交付される普通株式の全てを特定口座に受け入れる場合には、その特定口座に受け入れることができます。なお、証券会社によって取扱いが異なる場合がございますので、詳細はお取引先証券会社にお問い合わせください。</p>
<p>Q 6 - 2 本新株予約権を譲渡した場合の税金はどうなるのか。</p>	<p>A 6 - 2 無償割当てにより取得した本新株予約権の取得価額は、原則として0円となり、市場での売買により取得した本新株予約権の取得価額は取得に要した費用（売買手数料等を含みます。）となります。 本新株予約権を証券会社への売委託によって譲渡した場合、譲渡価額から取得価額と譲渡に要した費用（消費税等を含みます。）を差し引いた金額が譲渡益として課税対象になります。 なお、譲渡益に対する税率は、20%（所得税15%、住民税5%）です。また、平成49年12月31日までの間は、所得税額に対し2.1%の復興特別所得税が別途課税されます。お取引の際には、ご自身で税理士等の専門家又はお取引先証券会社にお問合せください。</p>
<p>Q 6 - 3 一般口座で管理される本新株予約権を証券会社への売委託によって譲渡した場合、確定申告が必要となるのか。</p>	<p>A 6 - 3 確定申告が必要となる場合があります。各株主の皆様及び各本新株予約権者の皆様ご自身で税理士等の専門家又はお取引先証券会社にお問合せください。</p>
<p>Q 6 - 4 本新株予約権の行使により新たに取得した当社普通株式の取得価額はいくら</p>	<p>A 6 - 4 本新株予約権の取得方法に応じ次のとおりになります。 無償割当てにより取得した本新株予約権の行使による場合</p>

<p>になるのか。</p>	<p>「権利行使による1株当たりの払込金額(新株予約権1個当たりの行使代金)」×「権利行使により取得した株式数」により算出した額になります。</p> <p>市場の売買により取得した本新株予約権の行使による場合</p> <p>「権利行使による1株当たりの払込金額(新株予約権1個当たりの行使代金)」+「本新株予約権の行使直前の取得価額(取得に要した売買手数料等を含みます。)」÷「権利行使により取得した株式数」により算出した1株当たりの取得価額に対し「権利行使により取得した株式数」を乗じた額になります。</p> <p>なお、株主の皆様が本新株予約権無償割当ての前から保有する当社普通株式について、新株予約権無償割当てに係る権利落ちが株価に反映されますが、当該当社普通株式の課税上の取得価額には反映されません。</p>
<p>Q6-5</p> <p>未行使の本新株予約権は上場廃止後、取得条項に基づき発行会社に取得されるが、この場合の課税関係はどうなるのか。</p>	<p>A6-5</p> <p>未行使の本新株予約権は、取得条項に基づき当社が各株主の皆様から取得しますが、この場合、当社による本新株予約権の取得価額から各株主の皆様の取得価額を控除した額が本新株予約権の譲渡益として課税されます(当社による本新株予約権の取得価額から各株主の皆様の取得価額を控除した額が0未満の場合は譲渡損となります。)</p> <p>また、当社が取得する本新株予約権は上場廃止となった時点で特定口座から払い出されますので、特定口座の計算対象にはなりません。</p> <p>*非上場の新株予約権の譲渡益に対する税率は、20%(所得税15%、住民税5%)になります。また、平成49年12月31日までの間は、所得税額に対し2.1%の復興特別所得税が別途課税されます。</p>

## 7. 大量保有報告書等の提出義務について

Question	Answer
<p>Q 7 - 1 本新株予約権の売買時における大量保有報告書又は変更報告書の提出義務について教えて欲しい。</p>	<p>A 7 - 1 現行の法制度に基づきますと、株券等の保有者の株券等保有割合が5%を超える場合には、大量保有報告書の提出義務（金融商品取引法第27条の23）が発生し、また、大量保有報告書の提出者の株券等保有割合が1%以上増減した場合等には、変更報告書の提出義務（金融商品取引法第27条の25）が発生する可能性がありますと理解しております。なお、株券等保有割合につきましては、大要、以下の計算式にて計算がなされず。</p> <p>株券等保有割合 = A / B  A = 保有株式数（保有者 + 共同保有者） + 潜在株式数（保有者 + 共同保有者）  B = 発行済株式総数 + 潜在株式数（保有者 + 共同保有者）</p> <p>「発行済株式総数」は、平成30年1月18日時点で31,555,600株です。  なお、本件新株予約権の行使の状況及びその時点における発行済株式総数につきましては、当社が平成30年1月19日付で公表した「一部コミットメント型ライツ・オフリングに関するお知らせ」の「8. 行使状況の公表方法」に記載のとおり、平成30年2月2日までの行使状況及び平成30年2月2日現在の発行済株式総数を平成30年2月7日に、平成30年2月16日までの行使状況及び平成30年2月16日現在の発行済株式総数を平成30年2月21日に、平成30年3月2日までの行使状況及び平成30年3月2日現在の発行済株式総数を平成30年3月7日に、平成30年3月15日までの行使状況及び平成30年3月15日現在の発行済株式総数を平成30年3月19日に、それぞれ公表する予定であります（なお、権利行使期間中における行使状況につきましては、上記以外にも必要に応じて公表することがあります）。  なお、上記の計算式は、株券等保有割合の計算の概略を示したものであり、個別の事情によっては、異なる計算方法を採らなければならない可能性があります。株券等保有割合の計算及び大量保有報告書等の提出義務の存否に係る判断については、ご自身の責任において行って頂きますよう、お願いいたします。</p>
<p>Q 7 - 2 本新株予約権の割当て時における大量保有報告書等の提出義務について教えて欲しい。</p>	<p>A 7 - 2 現行の法制度に基づきますと、本新株予約権の割当てを受けた時点で、各株主の潜在株式数が増加する一方、分母となる発行済株式総数は本新株予約権の行使がない限り増加しないため、当該時点において各株主の皆様の株券等保有割合が増加することになります。  よって、本新株予約権の割当てによって、各株主の皆様において大量保有報告書又は変更報告書の提出が必要となる場合があるものと理解しております。大量保有報告書又は変更報告書の提出義務の存否について</p>

	は、各株主の皆様のご責任において、弁護士等に相談の上判断していただきますよう、お願いいたします。
Q 7 - 3 本新株予約権の行使期間中における変更報告書の提出義務について教えて欲しい。	A 7 - 3 本新株予約権の行使期間中、他の新株予約権者による本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数が徐々に増加していくことに伴い、本新株予約権を行使しない株主及び本新株予約権者の株券等保有割合は割当てを受けた時点で増加した割合から徐々に減少していきませんが、現行の法制度に基づきますと、当該株主及び本新株予約権者の皆様が自ら新株予約権を行使した場合や本新株予約権や当社普通株式の売買を行った場合を除き、変更報告書の提出は不要であると理解しています。
Q 7 - 4 本新株予約権の行使時における大量保有報告書等の提出義務について教えて欲しい。	A 7 - 4 本新株予約権を行使された場合、各新株予約権者が保有する株券等の内訳の変更が生じ、当該内訳の変更が発行済株式総数の1%以上の変更である場合には、大量保有報告書の変更報告書を提出する必要があると理解しております。 また、変更報告書の提出を行う場合には、その他の情報についても提出義務発生日の現況に基づいて記載する必要があるところ、A 7 - 3に記載のとおり、他の新株予約権者による本新株予約権の行使により、当社の発行済株式総数が徐々に増加していくことに伴い、提出者の株券等保有割合に変化が生じることが想定されます。当社は、本新株予約権の行使期間中、適宜本新株予約権の行使の状況及びその時点における発行済株式総数を公表することを予定しておりますので、変更報告書には、当社が直前に公表した発行済株式総数に基づいて算出した株券等保有割合を記載すべきものと理解しております。
Q 7 - 5 本新株予約権の行使期間満了時における変更報告書の提出義務について教えて欲しい。	A 7 - 5 未行使の本新株予約権は平成30年3月19日に、当社が取得することになります。それに伴い、本新株予約権の一般投資家行使期間の満了時において未行使の新株予約権を保有する株主及び本新株予約権者の皆様につきましては、当社による未行使の本新株予約権の取得時に株券等保有割合が減少し、変更報告書の提出が必要となる場合があると理解しております。

